

### (3) 障がい者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

障がい者施策の推進及び体制整備

保健・医療 及び地域生 活支援体制 の充実	障がい者施策の推進及び体制整備	くまもと障がい者プラン推進事業(単) 127
		社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単) 127
		精神保健福祉審議会(単) 127
		障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業 127
		身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 128
		身体障がい者福祉援助強化事業(単) 128
		地域リハビリテーション推進事業(単) 128
		知的障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 128
		身体障害者手帳交付事業(単) 129
		療育手帳交付事業(単) 130
保健・医療体制の充実	障がい者への医療体制の充実	精神障がい者保健福祉手帳交付事業(単) 130
		身体障害者福祉センター管理委託(単) 131
		自立支援医療(更生医療)給付事業 131
		精神保健医療費事業 131
		重度心身障がい者医療費助成事業(単) 132
		精神保健一般対策事業(単) 132
		精神科救急医療体制整備事業 132
		医療保護入院等患者移送 133
		精神医療審査会(単) 133
		精神科病院実地指導(単) 133
地域生活支援体制の充実	精神保健医療施策の充実	精神保健福祉センター費 134
		地域自殺対策緊急強化基金事業 134
		(新)かかりつけ医等の健康対応力向上研修事業 134
		地域療育総合推進事業・地域療育センター事業(単) 135
		療育拠点施設・地域療育等支援事業(単) 135
		こども総合療育センター運営費(単) 135
		障がい児(者)歯科ケア事業 136
		市町村地域生活支援事業 136
		障害福祉サービス費等負担事業 138
		水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業 138
相談支援体制の充実	地域療育体制の整備	精神障がい者アウトリーチ推進事業 139
		精神障がい者地域移行支援事業 139
		障がい者住宅改造助成事業(単) 140
		(新)グループホーム等移行促進事業(単) 140
		「住まい」の場の確保 140
		重度障害者に係る市町村特別支援事業 140
		重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 141
		障がい者福祉施設整備費 141
		障がい者福祉施設耐震化等整備事業 141
		障害児施設給付費等支給事業 142
新たな障がいに対する支援	地域生活支援の体制整備	県立知的障がい者福祉施設維持管理事業(単) 142
		精神障がい者支援教室等開催事業 142
		(新)重度障がい児(者)レスパイトケア支援事業(単) 143
		特別児童扶養手当支給事業 143
		特別障害者手当等支給事業 143
		心身障害者扶養共済事業 144
		障害者相談支援推進事業 144
		障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業) 145
		北部発達障がい者支援センター事業 145
		(新)南部発達障がい者支援センター新設事業 146
福祉人材の養成・確保	相談支援体制の充実	発達障がい者支援体制整備事業 146
		高次脳機能障がい者への支援 147
		障害程度区分認定調査員等研修事業 147
		サービス管理責任者研修事業 147
	介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 148	

```

graph TD
    A[雇用・就労の促進] --- B[工賃向上計画支援事業]
    A --- C[(新)障がい者職場実習促進事業(単)]
    A --- D[精神障がい者社会適応訓練事業(単)]
    A --- E[難聴児補聴器購入費助成事業(単)]
    A --- F[視覚障がい者生活訓練事業]
    A --- G[オストメイト社会適応訓練事業]
    A --- H[盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業]
    A --- I[点字図書館運営委託]
    A --- J[聴覚障害者情報提供センター運営委託]
    A --- K[手話通訳者養成事業]
    A --- L[手話通訳者養成ステップアップ研修事業]
    A --- M[手話通訳設置事業]
    A --- N[要約筆記者養成事業]
    A --- O[要約筆記者ステップアップ研修事業]
    A --- P[(新)点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業]
    A --- Q[音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業]
    A --- R[盲ろう者通訳・介助員養成事業]
    A --- S[盲ろう者通訳・介助員養成促進事業]
    A --- T[字幕入り映像ライブラリー制作・頒布]
    A --- U[点字による情報ネットワーク事業]
    A --- V[聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)]
    A --- W[コミュニケーション推進事業]
    A --- X[(新)コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業]
    A --- Y[くまもとハートウイーク開催事業]
    A --- Z[精神保健福祉大会事業]
    A --- AA[精神障がい者作品展開催事業]
    A --- BB[地域精神保健福祉普及啓発事業]
    A --- CC[障がい者社会参加推進センター設置事業]
    A --- DD[地域精神障がい者レクリエーション教室事業]
    A --- EE[障がい者スポーツ大会開催事業]
    A --- FF[地域精神障がい者スポレク大会事業]
    A --- GG[障がい者団体育成事業(単)]
    A --- HH[全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)]
    B1[安心して暮らせる社会環境の整備] --- B1_1[情報・コミュニケーションの支援]
    B1_1 --- B1_1_1[身体障がい者補助犬給付事業]
    B1_1 --- B1_1_2[障害者条例推進事業(単)]
    B1_1 --- B1_1_3[障害者虐待防止対策支援事業]
    B1_1 --- B1_1_4[住みやすい生活環境の整備]
    B1_1 --- B1_1_5[「ともに生きる社会」に向けた意識づくり]

```

雇用・就労の促進

- 工賃向上計画支援事業
- (新)障がい者職場実習促進事業(単)
- 精神障がい者社会適応訓練事業(単)
- 難聴児補聴器購入費助成事業(単)
- 視覚障がい者生活訓練事業
- オストメイト社会適応訓練事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 点字図書館運営委託
- 聴覚障害者情報提供センター運営委託
- 手話通訳者養成事業
- 手話通訳者養成ステップアップ研修事業
- 手話通訳設置事業
- 要約筆記者養成事業
- 要約筆記者ステップアップ研修事業
- (新)点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業
- 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業
- 盲ろう者通訳・介助員養成事業
- 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業
- 字幕入り映像ライブラリー制作・頒布
- 点字による情報ネットワーク事業
- 聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)
- コミュニケーション推進事業
- (新)コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業
- くまもとハートウイーク開催事業
- 精神保健福祉大会事業
- 精神障がい者作品展開催事業
- 地域精神保健福祉普及啓発事業
- 障がい者社会参加推進センター設置事業
- 地域精神障がい者レクリエーション教室事業
- 障がい者スポーツ大会開催事業
- 地域精神障がい者スポレク大会事業
- 障がい者団体育成事業(単)
- 全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)

安心して暮らせる社会環境の整備

情報・コミュニケーションの支援

スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援

住みやすい生活環境の整備

「ともに生きる社会」に向けた意識づくり

## くまもと障がい者プラン推進事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	1,916千円	(根拠法令等)	障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条
平成24年度予算額	2,096千円		熊本県障害者施策推進審議会条例

### <事業内容>

障害者基本法に基づく障害者施策に関する総合的な計画である第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」（計画期間：平成23年度～平成26年度）について、次の方法により、計画に掲げた施策の着実な推進を図る。

- ① 計画促進のための普及・啓発
- ② 障がい当事者や家族団体等との定例意見交換会
- ③ 障害者施策推進審議会による県の障がい者施策の審議
- ④ 計画の進捗状況の周知・広報

## 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単)

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	986千円	(根拠法令等)	社会福祉法第7条、第11条
平成24年度予算額	983千円		熊本県社会福祉審議会条例第1条、熊本県社会福祉審議会運営要領

### <事業内容>

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する。（委員数12名／年6回開催）

## 精神保健福祉審議会(単)

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	106千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	106千円		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条

### <事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する。（不定期開催）  
(委員数13名)

## 障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	1,321千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第97条、第98条
平成24年度予算額	1,321千円		熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例

### <目的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

### <事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会（合議体）を開催し審理を行う。

※ 2合議体（各5人の委員で構成）

## 身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	県 10／10
平成25年度予算額	15,071千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	15,333千円	身体障害者福祉法第11条	

### <目的>

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

### <事業内容>

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

## 身体障がい者福祉援助強化事業単

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県 10／10
平成25年度予算額	218千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	362千円	身体障害者福祉法第11条、第11条の2	

### <目的>

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

### <対象>

市町村 等

### <事業内容>

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査

## 地域リハビリテーション推進事業単

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県 10／10
平成25年度予算額	663千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	752千円	身体障害者更生相談所の運営について (S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知)	

### <目的>

熊本県における障がい者の更生援護ならびに自立援護にかかる関係者及び関係機関等の代表が、県下の障がい者のリハビリテーション活動の推進について情報及び意見の交換を行い、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

### <構成>

学識経験者、関係する行政機関・施設・団体の代表者、その他

### <事業内容>

- 1 熊本県障害者地域リハビリテーション協議会  
専門部会：障がい者支援施設連絡協議会、補装具適正交付連絡協議会
- 2 リハビリテーション関係職員研修
- 3 在宅障がい者訪問診査

## 知的障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

(事業開始年度：昭和35年度)

実施主体	県	負担割合	県 10／10
平成25年度予算額	3,712千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	3,710千円	知的障害者福祉法第12条	

<目的>

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の充実向上を図る。

<対象>

知的障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。

2 療育手帳の判定

<活動状況>

■来所・巡回相談内容状況

単位：件

年 度	取扱 実人員	相 談 内 容								計
		施 設	職 親	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	
H21	630	7	2	3	0	6	3	598	8	627
H22	521	7	0	1	1	5	1	492	12	519
H23	452	1	0	0	0	1	0	450	0	452
H24	351	1	0	3	1	0	0	347	0	352
来 所	275	1	0	3	1	0	0	271	0	276
巡 回	76	0	0	0	0	0	0	76	0	76
構成比(%)		0.3	0	0.9	0.3	0	0	98.5	0	100.0

■来所・巡回判定内容状況

単位：件

年 度	判 定 内 容				
	医 学 的 判 定	心 理 判 定	職 能 判 定	そ の 他 の 判 定	計
H21	237	590	0	0	827
H22	204	489	0	0	693
H23	186	450	0	0	636
H24	160	345	0	0	505
来 所	131	269	0	0	400
巡 回	29	76	0	0	105
構成比(%)	31.7	68.3	0	0	100.0

身体障害者手帳交付事業(単)

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	6,341千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	6,507千円	身体障害者福祉法第15条	

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の継続する障がいを持っている者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次の様な障害者自立支援法に基づくものをはじめとした各種制度の利用が可能となる。

①自立支援医療（更生病療）費の支給 ②補装具費の支給 ③介護給付費等の支給

④重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成 ⑤日常生活用具の給付 ⑥JR・航空運賃の割引

⑦国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の免除

## 1 年齢区分別・障がい別の状況

(平成25年3月31日現在)

障がい 年齢区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能 障がい	音声・言語・そし やく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18才未満	39	222	3	767	179	1,210
18才以上	7,056	9,291	851	47,727	30,651	95,576
計	7,095	9,513	854	48,494	30,830	96,786

(熊本市を含む)

## 2 障がい区分等級別の状況

(平成25年3月31日現在)

等級 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	2,811	1,961	479	446	756	642	7,095
聴覚・平衡機能障がい	342	2,548	1,319	1,827	45	3,432	9,513
音声・言語・そしやく機能障がい	21	67	489	277	—	—	854
肢体不自由	9,985	9,221	9,062	13,096	4,746	2,384	48,494
内部障がい	16,281	148	2,565	11,836	—	—	30,830
計	29,440	13,945	13,914	27,482	5,547	6,458	96,786

(熊本市を含む)

## 療育手帳交付事業(単)

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	1,884千円	(根拠法令等) 療育手帳制度要綱 (S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知)	
平成24年度予算額	1,863千円	県療育手帳交付要項 (S49.1.7家児第1309号通知)	

## &lt;目的&gt;

知的障がい児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

## &lt;対象&gt;

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者（児）に対して交付する。

## &lt;事業内容&gt;

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある（障害程度により適用の有無がある）。

- ① 障害児童福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当（年金）等の給付
- ② 重度心身障害者医療費支給事業による医療費（自己負担分）の助成
- ③ 市電・バス・JR運賃の割引制度
- ④ 国税、地方税の諸控除及び減免、N H K受信料の免除
- ⑤ 日常生活用具の給付

## 精神障害者保健福祉手帳交付事業(単)

(事業開始年度：平成7年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	2,911千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,911千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	

## &lt;事業内容&gt;

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする。（平成24年度末の交付件数：7,334件）

## 身体障害者福祉センター管理委託(単)

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県（指定管理者：（福）熊本県社会福祉事業団）	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	46,720千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	46,904千円	身体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例	

### <事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を提供する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

## 自立支援医療（更生医療）給付事業

(事業開始年度：昭和29年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1／2 県1／4 市町村1／4
平成25年度予算額	795,244千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	653,976千円	障害者総合支援法第58条等	

### <目的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

### <対象>

身体障害者手帳の交付を受けた者（18歳以上）

### <事業内容>

- ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送

## 精神保健医療費事業

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	措置入院：国3／4 県1／4 自立支援医療：国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,164,928千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,076,441千円	障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条	

### <事業内容>

#### 1 措置入院

入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

#### 2 自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

### <事業実績>

#### 1 措置入院

年度(6月末現在)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
措置患者数(人)	73	64	74	61	59	53	44
措置率(%)	0.9	0.7	0.9	0.7	0.7	0.6	0.5

※措置率とは、入院患者数に対する措置入院者の割合をいう。

H24は、熊本市（政令市）の長が措置した人数を含む。

2 通院医療費公費負担 (H18から自立支援医療費制度に移行)

年度(3月末現在)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受給者数	19,263	18,544	19,382	20,492	21,838	22,829	24,242

H24は、熊本市（政令市）分を含む。

**重度心身障がい者医療費助成事業(単)**

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1／2 市町村1／2 (熊本市：県1／3 熊本市2／3)
平成25年度予算額	1,619,036千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,641,077千円		熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領

<事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

- 1 給付方法 償還方式（一部市町村に現物給付あり）
- 2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額
- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040円／月  
通院 1 医療機関につき 1,020円／月  
訪問看護 1 医療機関につき 1,020円／月

<対象>

- ①身体障害者手帳1級又は2級所持者
- ②療育手帳A1又はA2所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④福祉手当受給相当者

**精神保健一般対策事業(単)**

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	6,018千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条
平成24年度予算額	7,326千円		保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (H12.3.31障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

<事業内容>

1 精神保健福祉相談

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う。（嘱託医相談日：月1回）

平成23年度 相談件数3,110件 訪問件数 326件（熊本市を含んでいない）

2 老人精神保健福祉相談

保健所において、高齢者及びその家族に対し老人性認知症患者等に関する相談指導を行い、高齢者精神保健の向上を図り高齢者の健康状態に対する家族の知識と理解を深める。（嘱託医相談日：月1回）

平成23年度 相談件数 96件 訪問件数 15件（熊本市を含んでいない）

**精神科救急医療体制整備事業**

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県（委託先：（公財）熊本県精神科協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	22,318千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	19,019千円		精神科救急医療体制整備事業実施要綱（H23.4.25障発0425第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<事業内容>

1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間における精神疾患の急発及び急変のため、速やかに精神科治療を必要とする精神障がい者等に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を図り、もって精神障がい者の社会復帰を支援することを目的とする。

当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療の確保を図ることを目的とする。

**医療保護入院等患者移送**

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成25年度予算額	65千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	161千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条	

<事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態ないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

**精神医療審査会(単)**

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	5,266千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	5,266千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	

<事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、以下の審査を行う。

- ①医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の要否について
- ②精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の要否又は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で（各5人の委員により構成）分担して、それぞれ毎月1回開催

<事業実績>

平成24年度審査件数 医療保護入院時の届出 1,937件

定期の報告 (措置入院) 45件、(医療保護入院) 1,695件

退院等請求 (措置入院) 2件、(医療保護入院) 8件

(任意入院) 0件

**精神科病院実地指導(単)**

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成25年度予算額	656千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	656千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6	

<事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否及び処遇の適否等を審査するとともに、入院手続き等の事務手続きの一層の適正化を図るため、全病院について年1回指導監査を実施する。

<対象>

熊本市内の精神科病院を除く26病院

## 精神保健福祉センター費

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	社会復帰・アルコール依存・思春期精神保健関連:国1/3 県2/3、その他:県10/10
平成25年度予算額	20,792千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条
平成24年度予算額	19,068千円	精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知)	

### <事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、ひきこもり支援等の社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健事業、心の健康づくり事業、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

## 地域自殺対策緊急強化基金事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県、市町村、民間団体	負担割合	基金10/10 (地域自殺対策緊急強化基金)
平成25年度予算額	43,207千円	(根拠法令等)	自殺対策基本法
平成24年度予算額	71,684千円	地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領(H21.6.5府政共生63号内閣府自殺対策推進室通知)	

### <目的>

厳しい経済情勢が続いている中で、これに応じて自殺者の増加が懸念されている。自殺者や未遂者、その周辺の人々が抱える悩みは様々であり、再企図や後追いを含む自殺の予防を図るために、様々なレベルのきめ細かな対応が必要であり、相談対策の整備及び人材育成等を行い自殺対策の推進を図ることを目的とする。

### <対象>

一般県民

### <事業内容>

- 1 自殺予防普及啓発事業
- 2 自殺予防相談支援等事業
- 3 市町村等自殺対策推進事業

## 新)かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県、熊本市	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	456千円	(根拠法令等)	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱(H20.3.31日障発第0331023号厚生通知労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平成24年度予算額	一千円		

### <目的>

かかりつけ医師に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組により、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的とする。

### <対象>

熊本県内の医師

## 地域療育総合推進事業・地域療育センター事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	事業1：県1／2 市町村1／2 事業2、3：県10／10
平成25年度予算額	29,008千円		(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条
平成24年度予算額	29,008千円		障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱 (H15.11.6障発第1106006号)

### <目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児・発達障がい児及びその疑いがある児童（以下「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

### <事業内容>

#### 1 地域療育センター事業

各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を県が助成する。（療育相談員設置事業・地域療育支援事業（訪問療育/外来療育/施設支援一般））

#### 2 障害児等療育支援事業

##### ア 療育拠点施設事業（難聴児分）

県内における難聴児に対する療育の向上を図るために、難聴児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。

##### イ 障害児等地域療育支援事業（発達障がい等支援分）

発達障がい対応等のため、障がい児施設機能を活用した専門的な支援を実施する。

#### 3 地域療育ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局毎に設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

## 療育拠点施設・地域療育等支援事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	3,284千円		(根拠法令等)
平成24年度予算額	3,284千円		障害者総合支援法第78条等 熊本県障害児（者）療育拠点施設事業実施要項

### <目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児及びその疑いがある児童（以下「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### <事業内容>

#### 療育拠点施設事業

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

## こども総合療育センター運営費(単)

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	261,146千円		(根拠法令等) 児童福祉法第42条第2号（医療型障害児入所施設） 児童福祉法第43条第2号（医療型児童発達支援センター） 児童福祉法第43条第1号（福祉型児童発達支援センター） 熊本県こども総合療育センター条例
平成24年度予算額	245,981千円		

<目的>

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

<対象>

18歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

<事業内容>

- 1 診 療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための治療を行う。
- 2 機能訓練 入所児・通園児及び外来児に対し、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行い、機能障がいの改善を目指す。
- 3 生活指導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的生活習慣等の指導や援助を行う。3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校（高等部なし）に通学し教育を受ける。
- 4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい児療育に関する情報提供や研修等を行う。

定員 医療型障害児入所施設 60名、医療型児童発達支援センター20名、福祉型児童発達支援センター30名

**障がい児（者）歯科ケア事業**

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県（委託先：（社）熊本県歯科医師会	負担割合	国10／10
平成25年度予算額	427千円	(根拠法令等) 歯科口腔保健の推進に関する法律	
平成24年度予算額	542千円	歯科保健医療対策事業実施要綱（H15.4.4医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知）	

<目的>

障がい児（者）の口腔環境の向上を図る。

<事業内容>

障がい児（者）に対する効果的な口腔ケアを進めるため、地域のリーダーとなる歯科医療関係者の研修を行う。

**市町村地域生活支援事業**

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1／2 県1／4 市町村1／4
平成25年度予算額	197,831千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条	
平成24年度予算額	197,682千円	地域生活支援事業実施要綱（H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

<目的>

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業に要する経費を助成する。

<事業内容>

1 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

(2)自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援

(3)基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

(4)住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

(5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成（知的・精神）

(6) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

(7) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援

(8) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与（身体・知的・精神・難病患者）

(9) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

(10) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

(11) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する事業

2 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

(1) 福祉ホームの運営

障がい者に定額な料金で居室その他の整備を利用させ、地域生活を支援

(2) 訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護（身体）

(3) 身体障害者自立支援

介助サービス（食事・入浴等の介助、家事援助、夜間における臨時の対応、生活相談等）の提供（身体）

(4) 生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

(5) 福祉機器リサイクル

不要になって福祉機器を、必要とする他の者等に斡旋

(6) 日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

(7) 生活サポート

介護給付支給決定者以外の方への日常生活支援・家事援助

(8) 地域移行のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保、地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

(9) 障害児支援体制整備

児童発達支援センターへの専門職員の配置、障害児通所支援事業等を利用していない障がい児の親同士の交流や子どもの遊び場の提供

(10) 巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援

(11) その他日常生活支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(12) スポーツ・レクリエーション教室開催等

各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等の開催

(13) 文化芸術活動振興

障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供

(14) 点字・点の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い情報を提供

(15) 奉仕員養成研修

点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修

(16)自動車運転免許取得、改造助成

自動車運転免許取得及び自動車の改造による費用の一部を助成

(17)その他社会参加支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(18)成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用促進のための普及啓発

(19)その他権利擁護支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(20)盲人ホームの運営

針灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を利用させて行う技術の指導

(21)重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

情報機器やインターネットを利用した、在宅などで就労するための訓練等の支援

(22)更生訓練費給付

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している者に対する更生訓練費の支給

(23)施設入所者就職支度金給付

就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者に対する施設入所者就職支度金の支給

(24)知的障害者職親委託

知的障がい者を一定期間、事業経営者等（職親）に預けて行う、生活指導及び技能習得訓練等

(25)その他就業・就労支援

地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援

(26)障害程度区分認定等事務

障害程度区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営経費を助成

(27)特別支援事業

意思疎通支援従事者の養成強化等

### 障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1／2 県1／4 市町村1／4
平成25年度予算額	7,251,541千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第94条
平成24年度予算額	6,568,425千円		

<目的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

<事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

### 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国8／10 県2／10
平成25年度予算額	14,091千円	(根拠法令等)	水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境事務
平成24年度予算額	16,800千円	次官通知)	

<目的>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

障がい者サービスが不足している当該地域において、水俣病被害者を含む障がい者が地域の介護保険のサービスを利用できるように制度化された基準該当サービスの普及促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

<対象>

- 1 水俣市・芦北町・津奈木町
- 2 水俣市

<事業内容>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

基準該当生活介護サービスを提供した場合の、通常より低く抑えられている報酬の差額を助成し、介護保険サービスと障害者自立支援法によるサービスの総合的な利用促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

**精神障がい者アウトリーチ推進事業**

(事業開始年度:平成24年度)

実施主体	県(委託先(一部業務):(医)横田会)	負担割合	国10/10
平成25年度予算額	28,040千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	28,043千円	精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱	

<目的>

民間精神科病院に医療・保健・福祉関係者による多職種チーム(アウトリーチチーム)を設置し、在宅精神障害者の病状再燃を防ぎ地域生活が維持できるよう、精神障がい者及びその家族を訪問して、医療や保健、福祉サービスを包括的に提供することを目的とする。

なお、この事業は平成23年度に国がモデル事業として創設した事業であり、熊本県でも平成24年度からこの国のモデル事業として、県内的一部エリアを対象として実施している。

<対象>

在宅の精神障がい者で、統合失調症、気分障害、認知症による周辺症状がある者等で、次の要件に該当する者

- ① 精神医療の受領中断者
- ② 長期入院等の後退院した者や、入院を繰り返す者
- ③ ひきこもりの精神障がい者

等

**精神障がい者地域移行支援事業**

(事業開始年度:平成19年度)

実施主体	県(委託先:(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	地域移行支援アドバイザー:県10/10 高齢入院患者地域支援事業:国1/2 県1/2
平成25年度予算額	2,718千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	5,377千円	精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱(H24.3.29障発0329第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

精神保健医療福祉施策における「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念に基づき、精神科病院に入院している精神障がい者に対し、退院に向けた支援を行うとともに、精神障がい者の地域移行・地域生活に必要な地域体制を整備し、精神障がい者の地域移行及び自立を促進することを目的とする。

<対象>

精神科病院に入院中の精神障がい者

(高齢入院患者地域支援事業については概ね60歳以上で主診断名が統合失調症の方)

<事業内容>

1 地域移行支援アドバイザーの設置

精神科病院や相談支援事業者等の地域移行への取り組みに対する支援や助言等を行う「地域移行支援アドバイザー」を県内に2名配置する。

## 2 高齢入院患者地域支援事業

高齢入院患者を対象として、精神科病院の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と相談支援専門員や介護支援専門員等の地域の関係者で構成する「高齢入院患者地域支援チーム」を設置し、障がい福祉サービス事業者等との十分な連携のもと、退院に向けた支援を行う。

### 障がい者住宅改造助成事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1／3 市町村1／3 本人1／3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1／2、市町村1／2)
平成25年度予算額	7,560千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項 (H20.7.3 高齢第471号・障害第675号高齢者支援総室長・障がい者支援総室長 通知)	
平成24年度予算額	8,560千円		

#### <目的>

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。(熊本市を除く)

#### <対象>

65歳未満の重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯）

#### <事業内容>

1 基準額 900千円

2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

### 新 グループホーム等移行促進事業(単)

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	事業者	負担割合	県1／2 事業者1／2
平成25年度予算額	2,910千円	(根拠法令等) 熊本県グループホーム等移行促進事業交付要項	
平成24年度予算額	一千円		

#### <目的>

障害者総合支援法の円滑な実施を図るために、障がい者の地域における居住の場となる指定共同生活援助事業所及び指定共同生活介護事業所（以下「グループホーム・ケアホーム」という。）の整備に必要な経費の一部を助成することにより、障がい者の地域生活移行を支援することを目的とする。

#### <対象>

本県内においてグループホーム・ケアホームを経営しようとする事業者

#### <事業内容>

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを経営する事業者に対して、事業者が借り上げに伴い負担した初度経費（敷金、礼金、手数料等）について、補助対象経費の1／2を限度として、予算の範囲内で助成する。

### 重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,766千円	(根拠法令等) 地域生活支援事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部長通知)	
平成24年度予算額	3,497千円		

<目的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

### 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1／2 県1／4 市町村1／4
平成25年度予算額	48,867千円	(根拠法令等)	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平成24年度予算額	40,878千円		

<目的>

重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

次に掲げる要件を満たす市町村（中核市を除く）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあっては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。）

### 障がい者福祉施設整備費

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	国1／2 県1／4 社会福祉法人等1／4
平成25年度予算額	214,942千円	(根拠法令等)	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)
平成24年度予算額	272,569千円		

<事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

### 障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	基金1／2 県1／4 社会福祉法人等1／4
平成25年度予算額	0千円	(根拠法令等)	平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱(H21.7.1厚生労働省発社援第0701第12号厚生労働事務次官通知)
平成24年度予算額	206,454千円		

<事業内容>

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する障がい者福祉施設の安全を確保するため、障がい者福祉施設の耐震化及びスプリンクラー整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

## 障害児施設給付費等支給事業

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	入所支援 国1／2 県1／2 通所支援 国1／2 県1／4 市町村1／4 相談支援 国1／2 県1／4 市町村1／4
平成25年度予算額	856,422千円	(根拠法令等)	児童福祉法第21条の5の2、第21条の5の4、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の2、第24条の6、第24条の20、第24条の25、第24条の26、第24条の27、第50条第7号及び第50条第7号の2、熊本県児童福祉法施行細則
平成24年度予算額	1,146,957千円		

### <目的>

知的障害児施設等の障がい児施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。

### <対象>

障がい児

### <事業内容>

指定知的障害児施設等から障害児施設支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を児童福祉施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

通園施設については、相互利用可能。

## 県立知的障がい者福祉施設維持管理事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県（委託先：（福）熊本県手をつなぐ育成会）	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	1,305千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,513千円		

### <目的>

宇城市に「希望の里」として整備した、総合的な県立福祉施設ゾーンの維持管理を行う。

### <事業内容>

希望の里敷地除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

## 精神障がい者支援教室等開催事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県（委託先：（一社）熊本県精神障害者福祉会連合会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	182千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	182千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <目的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

### <対象>

精神障がい者の家族

### <事業内容>

患者を抱え、知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩みとどまっている家族に対して、精神障がい（医療）についての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を身に付けさせる講習会を開催するとともに相談事業を行う。

また、精神障がい者家族リーダーに対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を身に付けてもらうための研修を行う。

(平成24年度実績)

家族教室・相談事業 県内2ヵ所実施  
家族リーダー等研修 県内1ヵ所実施

### 新 重度障がい児（者）レスパイトケア支援事業（単）

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1／2 市町村1／2
平成25年度予算額	4,047千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法	
平成24年度予算額	-千円	熊本県重度障がい児(者)レスパイトケア支援事業実施要項	

#### <目的>

日中一時支援事業所に対して、看護師等の配置を財政的に支援することにより、医療的ケアが必要な重度の障がい児（者）の利用を促し、家族が安心してレスパイト（休息）できるよう支援する。

#### <事業内容>

医療的ケアが必要な重度の障がい児（者）が、看護師等を配置した日中一時支援事業所（医療機関以外）を利用した際に、①当該事業所の委託料と②介護給付費に相当する金額との差額（②-①）を助成する市町村に対し、経費を助成する。

### 特別児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	国10／10
平成25年度予算額	6,867千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	6,429千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

#### <目的>

精神又は身体に障がいを有する児童を、在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

#### <対象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

#### <支給額>

1級 1人につき 月額 50,400円 2級 1人につき 月額 33,570円

(H25.3.31現在、単位：人)

受給者数	受給対象障がい児数				支給停止者数
	知的障がい	身体障がい	その他	計	
3,146	1級	888	567	39	1,494
	2級	1,297	300	237	1,834

### 特別障害者手当等支給事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県・市	負担割合	国3／4 県・市1／4
平成25年度予算額	153,333千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	153,359千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

#### 1 特別障害者手当

#### <対象>

20歳以上で、一定程度の障がいの状態にあるため、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者

ただし、施設に入所していたり、病院又は診療所に3月を超えて収容されたりした場合を除く。

<手当額>

月額 26,260円（平成24年4月～）

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

2 障害児福祉手当

<対象>

20歳未満で、一定程度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時の介護を必要する在宅の重度障がい児。ただし、施設に入所していたり、障がいを支給事由とする他の給付を受けるときを除く。

<手当額>

月額 14,280円（平成24年4月～）

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

3 経過的福祉手当

<対象>

改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者

<手当額>

月額 14,280円（平成24年4月～）

2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給

受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、手当の支給が停止される。

## 心身障害者扶養共済事業

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県、独立行政法人福祉医療機構	負担割合	－
平成25年度予算額	241,795千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	217,001千円	熊本県心身障害者扶養共済制度条例	

<対象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

<事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金（加入一口につき月20,000円）を支給する。

平成25年4月現在 年金受給者 493人

## 障害者相談支援推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：県10／10 事業2：国1／2 県1／2
平成25年度予算額	4,676千円	(根拠法令等)	地域生活支援事業実施要綱（H18.8.1障発第0801002号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平成24年度予算額	4,706千円		

<目的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組むとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

<事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施